

第11回

下水道管路の包括的民間委託検討部会

説明資料

令和5年6月16日

審議項目

審議項目 1 ご意見を踏まえ修正した公募内容

審議項目 2 評価委員会の運営について

審議項目 3 今後の会議の非公開について（案）

審議項目

審議項目 1 **ご意見を踏まえ修正した公募内容**

審議項目 2 評価委員会の運営について

審議項目 3 今後の会議の非公開について（案）

委託概要

次期包括の委託概要（変更なし）

項目	次期包括委託	【参考】今期包括委託
委託期間	4年（R6～R9）	3年（R3～R5）
履行場所	市内全域（2件）	市内全域（2件）
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査業務（600km+過年度未了路線） ➤ 清掃業務 ➤ 修繕業務 ➤ 連絡調整業務（旧統マネ） ➤ 各種検討業務（旧統マネ） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査業務（450km分） ➤ 清掃業務 ➤ 修繕業務 ➤ 統括・マネジメント
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中大口径本管 （H29年度時点で30年以上経過したものが対象） ➤ 接続人孔及び接続取付管 ➤ 貯留施設（貯留管、調整池） ・吐口の点検 <p>※貯留管は布設後30年未満の施設も対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中大口径本管 （H29年度時点で30年以上経過したものが対象） ➤ 接続人孔及び接続取付管
受託者 選定方法	公募型プロポーザル方式	公募型プロポーザル方式

次期包括の委託概要（変更なし）

- **委託件名（仮称）：**

- ・ 横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（北部）
- ・ 横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

- **業務期間** : 4年間（令和6年度～令和9年度）

- **対象業務** : ①調査・点検業務
②清掃業務
③修繕業務
④連絡調整業務
⑤各種検討業務

※公募型プロポーザル方式で実施
※仕様発注

いただいたご意見（委託概要）

【川北委員】

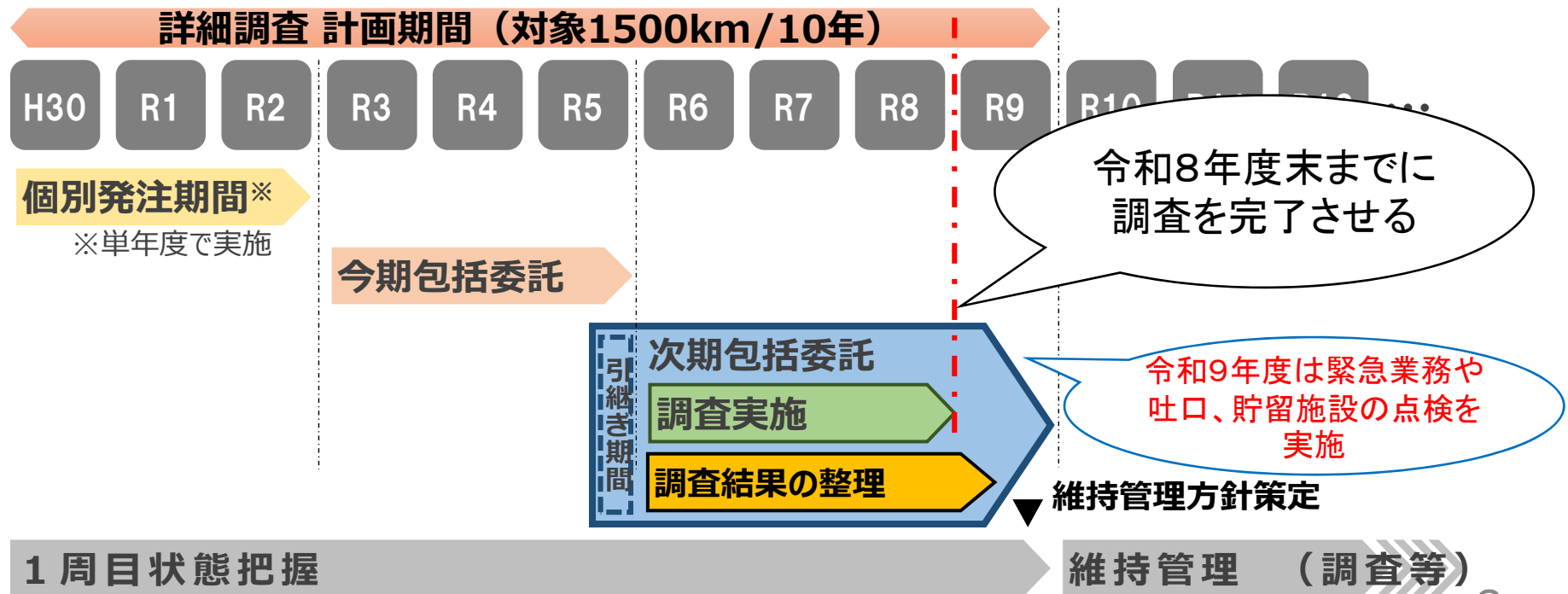
次期包括的民間委託で全く異なる事業者が受託した場合、現行包括的民間委託で修繕を実施してきたノウハウは引継がれるのか。

修繕を担当する企業は横浜市の有資格者名簿に登録されている者に縛っているので、技術力としては問題ないと考えます。なお、現行包括的民間委託と次期包括的民間委託の契約期間を2か月間ラップさせ、引継ぎ期間を設けています。

次期包括の委託概要 (追記箇所赤字表記)

● 調査業務

- ・計画的な調査は3年目(令和8年度末)までに完了させる
⇒その他の業務(緊急的な調査および貯留施設等の点検含む)
は4年目も継続して実施



次期包括の委託概要（追記箇所赤字表記）

● 修繕業務

- ・修繕業務における一件当たりの上限金額(500万円)を撤廃する。
(事業契約書(修繕業務)の内容を一部削除)

＜事業契約書（緊急修繕工事） 第28条 一部抜粋＞

委託料は、前項に基づき受託者が委託者に提出した見積金額又は500万円のいずれか低い金額を上限額とする。

包括委託期間内に発見した緊急修繕を要する異常箇所への対応が確実にできる条件とする。

⇒修繕業務を迅速に実施可能な仕組みとすることで、より確実に施設の安全性を確保した円滑な維持管理を実施する。(機能維持に必要な修繕のみ対象とする)

JV間で結ぶ協定書に各業務を実施する企業を記載すること

次期包括の委託概要（変更なし）

● 連絡調整業務・各種検討業務

（旧：統括マネジメント業務）

統括マネジメント業務を
分割

➤ 内容

統括
マネジ
メント
業務

業務間調整	・ 業務間の調整や進捗管理
関連機関調整	・ 道路管理者等、関連機関との協議・調整・申請
情報整理	・ 本業務における維持管理情報のデータベース化 (GIS活用等) ・ 記録表の作成
緊急対応提案	・ 異常箇所の緊急対応要否および対応方法の提案
その他	・ 業務マニュアルの作成や更新による業務従事者への指導 ・ 報告書等のJV内チェックの最終確認 ・ 業務の引継ぎ

連絡
調整
業務

各種
検討
業務

➤ 留意点

- 連絡調整業務は各種検討業務を含めたすべての業務間の連絡調整を担う
(連絡調整業務)
- JV構成員毎に緊急対応等を実施する判断基準が異なっていないかの確認
(各種検討業務)

次期包括の委託概要（追記箇所赤字表記）

● 支払い上限額の撤廃

- ・各業務毎の支払金額の上限を撤廃する。
(事業契約書(定義)の内容を一部削除)

・1期目：業務毎、年度毎に上限額を設定

	R3	R4	R5	合計額
調査				400,000
清掃	受託者が検討⇒承諾			100,000
修繕				200,000
統マネ				100,000
合計額	200,000	300,000	300,000	800,000

・2期目：年度毎のみ上限額を設定

	R3	R4	R5	合計額
調査				
清掃	受託者が検討⇒承諾			
修繕				
統マネ				
合計額	200,000	300,000	300,000	800,000

業務毎の上限額の設定により、各業務で対応可能な範囲が限られる。

⇒業務毎の上限額を撤廃することにより、
委託の自由度が増し、柔軟な対応が可能となる。

※3年間で調査を完了させる必要がある数量を契約書に記載

資格要件

いただいたご意見（資格要件①）

【原委員】

南北で市内企業を3者異なるようにしなければ、市内企業の技術力向上につながらないのではないか。

次期包括委託では市内企業を5者以上含めることを要件と致しますので、その段階で幅広い市内企業の参入が促されていると考えます。

また、準市内企業が異なる企業であった場合においても、企業により持っている技術や得意分野が異なることから、様々な技術が市内企業に継承されると考えています。

（補足資料有）

3者入替のイメージ【補足】

※ 3者以上入替かつ市内企業を5者以上含める

凡例 市内企業 準市内企業
 ※赤字は南北重複企業

	北部	南部	参入企業数
準市内企業を入替	連絡調整 A I 各種検討 B J 詳細調査 C K 清掃 G 修繕 H 市内5者 準市内3者	連絡調整 D I 各種検討 E J 詳細調査 F K 清掃 G 修繕 H 市内5者 準市内3者	準市6者 A D B E C F 市内5者 G J H K I
	市内企業を入替	連絡調整 A D 各種検討 A E 詳細調査 A F 清掃 B 修繕 C 市内5者 準市内1者	連絡調整 A G 各種検討 A H 詳細調査 A I 清掃 B 修繕 C 市内5者 準市内1者

準市内企業を入替るほど様々な技術が市内企業に継承される、
 市内企業を入れ替えるほど幅広い市内企業に技術が継承される

提案者資格要件（変更なし）

①共同企業体の構成に関する基本的な考え

- 市内企業5者以上を含める
ただし複数業務の兼務は可能とする。

②各業務を担当する構成員の要件

- 以下の(1)～(5)を満たすことが必要。

- (1)連絡調整：2者以上（市内企業を1者以上含めること）
- (2)各種検討：2者以上（市内企業を1者以上含めること）
- (3)調査・点検：2者以上（市内企業を1者以上含めること）
- (4)清掃：1者以上（市内企業のみ）
- (5)修繕：1者以上（市内企業のみ）

市内企業のみでの
参画が困難

- 北部と南部で構成員が3者以上異なるようにすることが必要。

※市内企業の技術力継承を促すため。

いただいたご意見（資格要件②）

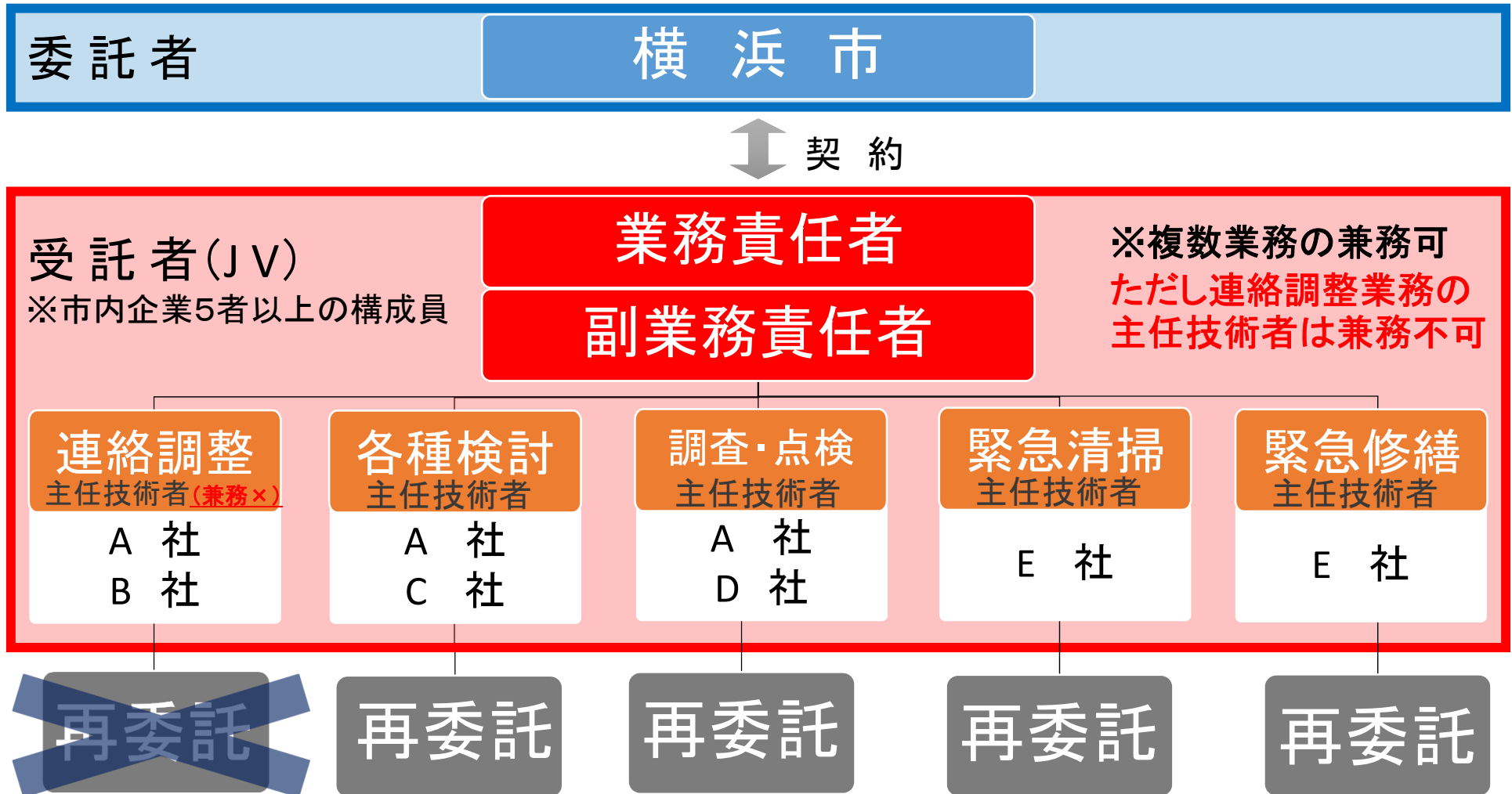
【高橋委員】

「統マネ」業務を「連絡調整」「各種検討」業務に分けているものの、2つの業務を兼務する業者が生じる可能性があるが問題ないか。

複数の業務の兼務は可能であり、特に問題はありません。ただし、連絡調整業務の主任技術者が包括委託内で兼務となった場合には今回と同様に業務過多が起こってしまう可能性があるため、**連絡調整業務の主任技術者は兼務不可**とします。

提案者資格要件（追記箇所赤字表記）

➤ 想定している受託者の体制イメージ(すべて市内企業での構成と仮定する)

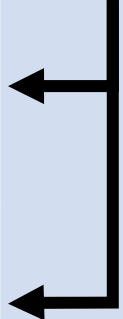


※連絡調整業務は再委託禁止

提案者資格要件一覧（1/2）（変更なし）

	項目	次期(2期)	【参考】今期	備考
1	横浜市の有資格者名簿に登録されている	○	○	
2	横浜市発注の下水道管路施設に関連する委託もしくは工事の実績(平成27年度から令和4年度までに完了したもの)	○	○	
3	業務数以上の構成員でJVを組む	○(5者以上)	○(4者以上)	
4	連絡調整業務(旧統マネ業務)の再委託	×	×	

提案者資格要件一覧 (2/2) (変更なし)

	項目	次期(2期)	【参考】今期	備考
5	統マネ(市内企業1者以上)	連絡調整 業務2者 以上	2者以上 	市内企業を 1者以上含 める
		各種検討 業務2者 以上		市内企業を 1者以上含 める
6	調査(市内企業1者以上)	2者以上	2者以上	
7	清掃(市内企業のみ)	1者以上	1者以上	
8	修繕(市内企業のみ)	1者以上	1者以上	
9	上記5~8を満たし市内企業を業務 数以上含める	○	○	

提案者資格要件（各業務を実施する企業の要件）（変更なし）

業 務	有資格者名簿	工種・細目
調査・点検	物品・委託等 下水道管等保守	下水道管調査
清掃	物品・委託等 下水道管等保守	下水道管清掃
修繕	工事 土木	ランク不問
各種検討 (旧:統マネ)	上記いずれかもしくは 設計・測量等 土木設計	上記いずれかもしくは 下水道等の設計 ※設計・測量等 土木設計 の場合
連絡調整 (旧:統マネ)	上記いずれか	上記いずれか

※「旧:統括マネジメント業務」を、
「連絡調整業務」と「各種検討業務」へ分割。

いただいたご意見（資格要件③）

【滝沢部会長】

連絡調整業務の主任技術者の専任について、1名専任ならその他は非専任で良いか。
また、連絡調整業務以外の「1名以上 非専任」とは。

そのとおりです。

連絡調整業務の主任技術者は1名以上の配置を要します。そのうち1名は専任としていただきます。その他の業務においては、業務毎に主任技術者を1名以上立てていただきますが、専任とする必要はないと考えています。

提案者資格要件（変更なし）

▶ 業務責任者・副業務責任者の役割・要件

責任者名	専任・役割	雇用状況	兼務	資格・業務経験
業務責任者	非専任 業務全体の統括管理	構成員と 3か月以上の 雇用関係	各業務 主任技術者との 兼務可	技術士 (上下水道もしくは総合監理)
				かつ 下水管路施設 維持管理業務経験 10年以上
副業務責任者	非専任 業務責任者の補佐	構成員 雇用期間の 定めなし	各業務 主任技術者との 兼務可	下水管路施設 維持管理業務経験 7年以上

※業務責任者を「専任」から「非専任」へ変更

【共通】下記いずれかの資格を有する

- 下水道法第22条の有資格者（公共下水道の工事監督管理を行う者の資格）
- 下水道管路管理総合技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定）
- 下水道管路管理主任技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定）

提案者資格要件（追記箇所赤字表記）

▶ 主任技術者の役割・要件

業 務	専任・役割	業務経験・資格	
調査・点検	非専任 調査業務とりまとめ	下水道管路管理主任技士または下水道管路専門技士（調査） かつ酸欠作業主任者 詳細調査業務経験2年以上	
清掃	非専任 清掃業務とりまとめ	下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格者かつ 酸欠作業主任者	
修繕	非専任 修繕業務とりまとめ	建設業法第26条1による主任技術者かつ 酸欠作業主任者	
各種検討	非専任 各種検討業務 とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第22条の有資格者 ・下水道管路管理総合技士 ・下水道管路管理主任技士 ・RCCM（下水道部門） 	のいずれか
連絡調整	1名は専任 連絡調整業務 とりまとめ ※他業務との兼務不可	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第22条の有資格者 ・下水道管路管理総合技士 ・下水道管路管理主任技士 ・RCCM（下水道部門） 	のいずれか かつ一級土木施工管理技士

【各業務共通】

※連絡調整業務主任技術者を「専任」とする。（他の業務の主任技術者との兼務も不可能）

- 1業務あたり2名以上の主任技術者を配置する場合は役割を明確にすること
- 各業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めがなく、引き続き3か月以上の雇用関係があること

評価項目

評価項目および評価基準（変更なし）

●評価基準の基本的な考え方

- ・ 評価は以下の通り、1期目と同様の考え方とする。

⇒ 着眼点1つにつき10点とし、

A（特に優れている）、B（優れている）、C（普通）、D（やや劣る）
の4段階評価を用いる。

⇒ 市が求める提案内容を定性的に評価（定性評価）および
求めた実績の有無や対象の数を定量的に評価（定量評価）し、
合計点が最も高かった提案者を受託候補者とする

※提案者が1者の場合は合計点数が満点の65%以上に達していれば当該提案者を受託候補者とする

評価項目および評価基準（変更箇所赤字表記）

●評価項目選定のコンセプト

◆今後の維持管理を見据えた確実かつ効率的な業務実施

- ・ 効率的な状態把握の実施と異常箇所への確実な対応

◆市が求める内容の提案を促す

- ・ 調査のスピードアップ（3年で600 km調査完了）
- ・ 今後の維持管理を見据えた調査手法
- ・ 発見した異常箇所の対応（着手）までのスピードアップ
- ・ 新たな対象施設（貯留施設、吐口）の効率的な状態把握
- ・ 流水面下の状態把握
- ・ 提案内容に対する**フォローアップ**
- ・ 進捗状況の素早く見やすい共有

いただいたご意見と変更内容（評価項目①）

【川北委員】

3年間で調査を600km実施可能な体制の判断は。

【原委員】

3年で調査を完了させることが要件とされている中で、それをより確実に遂行できる提案を評価するということが良いか。

日当り施工量について、他都市も含めた他の業務実績を提出していただき、提案者が想定する稼働日を勘案して**定量的な評価をすること**と致しました。

【原委員】

3年間で調査を終える①体制と②手法をどのように区別しているか。

①は**日当り施工量の実績により評価**します。②は**追加提案に統合**し、既存技術の組合せや活用などの調査の手法を評価することを考えています。

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質
①業務実施体制	業務を確実に履行するための適切な実施体制の構築を促す	・3年間で詳細調査を完了させる体制（ 日進量（他の業務での管径毎の実績） ）（10点）	定量

いただいたご意見と変更内容（評価項目②）

【原委員】

評価項目④追加提案の新しい技術の活用は評価項目②のスピードアップ化を図る手法とは異なるのか。

重複しているため②のスピードアップを④の追加提案に統合しました。

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質
②実施方針	業務の目的や維持管理業務で生じている課題解決の提案を確認する	・詳細調査のスピードアップ化を図る手法(新旧問わず技術の組合せなど)(10点)	定性
④追加提案	【調査業務】 調査のスピードアップ 中大口径管の調査業務を 状態把握を効率的に実施する 提案を促す。	・新たな技術や既存技術の組合せを活用する等、調査業務のさらなる効率的スピードアップに資する提案。(10点)	定性

いただいたご意見と変更内容（評価項目③）

【滝沢部会長】

「提案内容のブラッシュアップ」に対して、提案する業者は何をすればよいのか。あるいは、評価する際に、評価者は何に着目して採点すればよいのか。

提案内容のフォローアップに変更します。

業務全体のセルフチェックの中で**提案内容の実施状況も含めた確認をいつ、どのように行い、履行状況を踏まえてどのように改善するかを評価**します。例えば、定期的実施状況を確認する場を設け、現場条件により提案内容が履行できていない場合の代替案を検討することなどを想定しています。

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質
③業務内容への提案	業務全体の品質を高いレベルで確保することを促す。	<p>・業務全体(提案内容含め)のセルフチェックの仕組みに対する提案。(10点)</p> <p>・業務および提案内容の履行状況を定期的に確認し、抽出された問題点を解決させる仕組みの提案。(10点)</p> <p>※振返り回数、代替案提示のタイミングなど</p>	定性

いただいたご意見と変更内容（評価項目④-1）

【高橋委員】

- ・評価項目④の追加提案について、「DXを活用している」とはどのように判断するのか、市として判断の基準は決めるのか。
- ・DXの定義は幅が広く、具体的な評価基準を決めていかないと評価ができないと思われるため、今後議論が必要と考える。

【滝沢部会長】

- ・DXがどのようなものを指しているかを定めておかないと評価が難しい。

DXの定義が幅広いことから、「デジタル技術」に変更しました。

国交省が提示しているインフラのDXを念頭に加点対象となる内容の一例を評価前にお示しします。例えば情報の高度化とその活用(3次元データによるコミュニケーション)、現場作業の遠隔化(出来形確認の遠隔化)などを想定しています。

【原委員】

評価項目②実施方針で求めているスピードアップと評価項目④追加提案の内容でDXを活用した同じ提案であった場合、どのような評価となるのか。

【滝沢部会長】

DXを用いたスピードアップを図れば、②と④の両方で加点されるのか、あるいは④で加点し、②は加点しないこととするのか、整理が必要である。

重複感があるため、④の1つ目の着眼点は調査業務以外と致しました。

いただいたご意見と変更内容（評価項目④-2）

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質
④追加提案	<p>【調査業務】 調査のスピードアップ 中大口径管の調査業務を状態把握を効率的に実施する提案を促す。</p>	<p>・新たな技術や既存技術の組合せを活用する等、調査業務のさらなる効率的スピードアップに資する提案。(10点)</p>	定性
	<p>【業務全体】 デジタル技術を活用した業務の効率化、高度化に向けた創意工夫を促す。</p>	<p>・デジタル技術を活用した入坑状況を把握するための提案(10点) ・デジタル技術を活用した日々の進捗管理を受発注者双方で確認できる仕組み(10点) ・デジタル技術を活用した異常個所への修繕・清掃対応までの効率化・高度化に向けた業務フロー(10点) 本包括委託の業務の進め方に関する工夫など、効率化・高度化に向けた業務遂行に対する提案。(維持管理全般の業務フロー及びツール)(10点)</p>	定性

いただいたご意見と変更内容（評価項目⑤）

【滝沢部会長】

- ・市内企業の活用について、最低でも5者と縛りがあるが、5者であれば0点でそこから加点するのか、1者につき1点と考え、5点が最低点となり、10者以上市内企業を構成員に含めても加点しないものとするのか。
- ・業務の量が決まっている中で、JVの構成に含める業者が多ければ多いほど良いというのは本当に良いことか。1者あたりの仕事量が減ることになると思うので、そこを踏まえて検討してほしい。

現行の包括委託では相対評価として実施致しました。全ての提案者のうち、最大の市内企業数となっている提案者を満点(10点)とし、それを基準として相対的に評価します。
 (例: 提案者Aが市内企業10者、提案者Bが市内企業5者で構成している場合は提案者Aが10点、提案者Bは5点(10点×5者/10者)となります。)

ただし、相対評価では市内企業が多いほど、高得点(最高10点)の可能性が高くなりますが、必ずしも市内企業が多ければ良いということではないため、上限を設けた絶対評価として市内企業5者が最低のD評価(2.5点)とし、8者でA評価(10点)と致しました。

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質
⑤地域貢献度	市内企業の最大限の活躍、市内経済活性化を促す。	・市内企業の数。(10点)	定量

評価項目および評価基準（変更箇所赤字表記） （評価項目・着眼点・配点）（1/3）

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質	配点
①業務実施体制	業務を確実に履行するための適切な実施体制の構築を促す	<ul style="list-style-type: none"> ・構成企業数によらず、同一業務を担当する構成員同士及び別業務を担当する構成員同士の連携をスムーズに図る体制。(10点) ・危機管理・安全管理体制及び安全対策の方法。他の事例を参考にした体制の強化(10点) ・3年間で詳細調査を完了させる体制(日進量(他の業務での管径毎の実績))(10点) 	定性 定性 定量	30点 (1期目:50点)
②実施方針	業務の目的や維持管理業務で生じている課題解決の提案を確認する	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体の目的や業務内容および留意点に対する理解度。(10点) ・詳細調査のスピードアップ化を図る手法(新旧問わず技術の組合せなど)(10点) ・流水面下の状態把握や異常箇所の対応に関する方針。(10点) ・潮位の影響を受ける管路内の修繕等作業を実施するための考え方。(10点) 	定性	40点→30点 (1期目:20点)
③業務内容への提案	業務全体の品質を高いレベルで確保することを促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体のセルフチェックの仕組みに対する提案。(10点) ・業務および提案内容の履行状況を定期的に確認し、抽出された問題点を解決させる仕組みの提案。(10点) ※振返り回数、代替案提示のタイミングなど ・調査業務について、品質を確保するための取組に対する提案。(10点) ・吐口や貯留施設の状態把握の進め方について。(10点) 	定性	30点 (1期目:30点) 33

評価項目および評価基準（変更箇所赤字表記） （評価項目・着眼点・配点）（2/3）

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質	配点
④追加提案	<p>【調査業務】 調査のスピードアップ 中大口径管の調査業務を状態把握を効率的に実施する提案を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな技術や既存技術の組合せを活用する等、調査業務のさらなる効率的スピードアップに資する提案。(10点) 	定性	40点 (1期目:20点)
	<p>【業務全体】 デジタル技術を活用した業務の効率化、高度化に向けた創意工夫を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した入坑状況を把握するための提案(10点) ・デジタル技術を活用した日々の進捗管理を受発注者双方で確認できる仕組み(10点) ・デジタル技術を活用した異常箇所への修繕・清掃対応までの効率化・高度化に向けた業務フロー(10点) 本包括委託の業務の進め方に関する工夫など、効率化・高度化に向けた業務遂行に対する提案。(維持管理全般の業務フロー及びツール)(10点) 	定性	
⑤地域貢献度	市内企業の最大限の活躍、市内経済活性化を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の数。(10点) ・市内企業が担当する業務の割合。(事業費ベース)(10点) ・本市の下水道事業に係る災害時協定を締結している団体に所属している企業の数。(10点) 	定量	30点

評価項目および評価基準（変更箇所赤字表記） （評価項目・着眼点・配点）（3/3）

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質	配点
⑥業務の実績	業務を円滑に実施できる経験を有しているかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整業務を担当する企業が、共同企業体の代表構成員の経験を有しているか(10点) (発注者又は委託者が他の地方公共団体や官公庁のものでも可)。 ・構成員各社の過去2年間の工事及び委託成績評定点80点以上の回数(10点) 	定量	20点 (1期目:40点)
⑦企業としての取組	本市が推進している環境や健康経営等に関する企業独自の積極的な取組を促す。	取組10項目 各1点 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援や女性の活躍の推進などの届け出、温暖化対策計画書など 	定量	10点
計	2期: 定量評価 = 60点 → 70点 定性評価 = 140点 → 120点			200点 → 190点 点 (1期目:200点)
	(1期: 定量評価 = 90点 定性評価 = 110点)			

審議項目

審議項目 1 ご意見を踏まえ修正した公募内容

審議項目 2 評価委員会の運営について

審議項目 3 今後の会議の非公開について（案）

前回の評価委員会当日スケジュール (検討部会第6回)

【北部】

1. 事務局説明	9:30～9:40
2. プレゼンテーション・質疑応答・評価記入(あかJV)	9:40～10:30
3. プレゼンテーション・質疑応答・評価記入(あおJV)	10:30～11:20
4. 評価集計(評価委員:休憩)	11:20～11:40
5. 評価結果の確認	11:40～12:10
6. 提案者の順位確定	12:10～12:20
7. 第一業者選定委員会への報告項目の確認	12:20～12:30

【12:30～13:30休憩】

【南部】

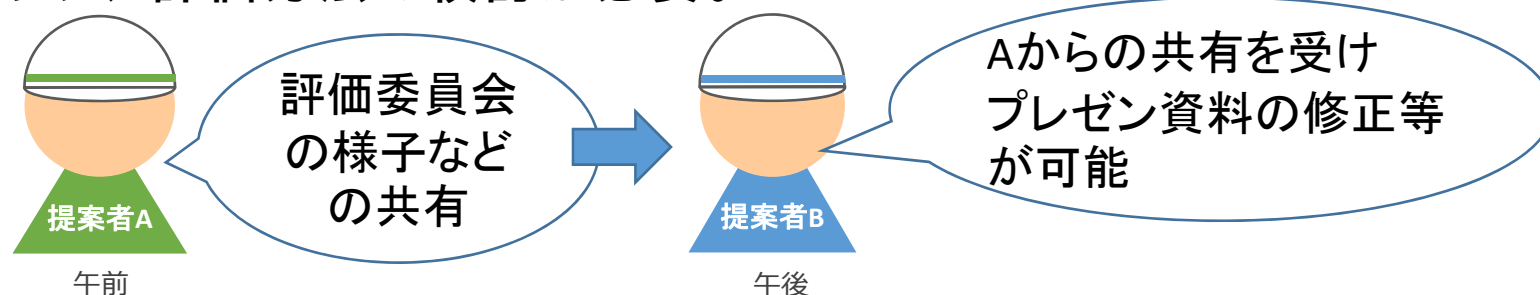
1. 事務局説明	13:30～13:40
2. プレゼンテーション・質疑応答・評価記入(みどりJV)	13:40～14:30
3. 評価集計(評価委員:休憩)	14:30～14:50
4. 評価結果の確認	14:50～15:20
5. 提案者の順位確定	15:20～15:30
6. 第一業者選定委員会への報告項目の確認	15:30～15:40

- ・ 1日かけてプレゼンテーション質疑応答を踏まえた評価を実施
 - ・ 午前北部、午後南部の提案者の評価を実施
- 前回の振り返りを踏まえて評価委員会の運営方法を検討

振り返りを踏まえた評価委員会運営案

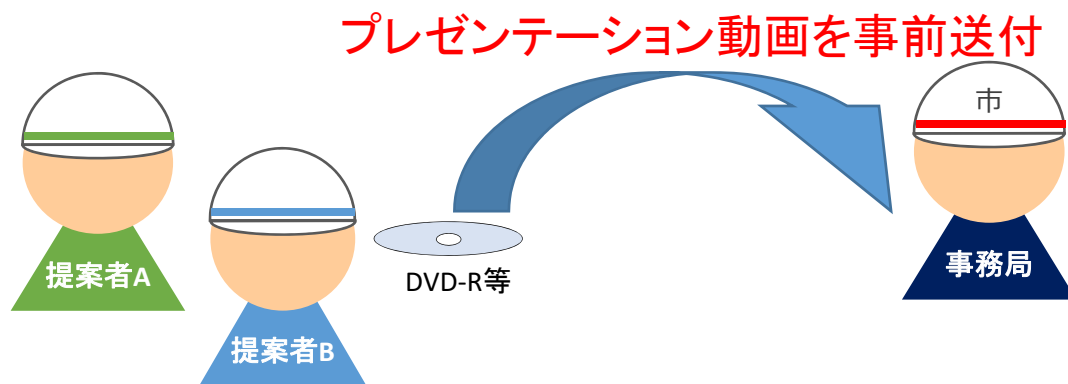
➤ 振り返り

- ・同日の午前午後で2件の評価を行ったため、提案者間で情報共有が可能であり、評価方法の検討が必要。



➤ 対応案

- ・事前にプレゼンテーション動画を提出していただくことで午前中の評価を踏まえた説明資料の変更等が不可能な状態にする。



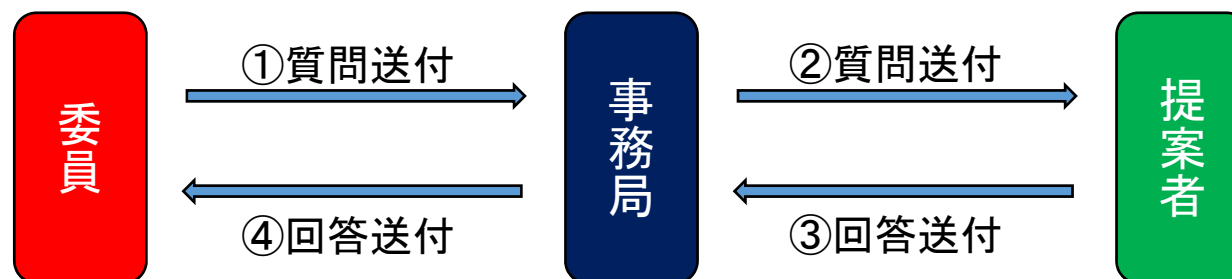
あらかじめ撮影したプレゼンテーション動画を提出することで資料の修正が不可

振り返りを踏まえた評価委員会運営案

➤ 質疑応答案

◆ 提案書と共にプレゼンテーション動画を受領

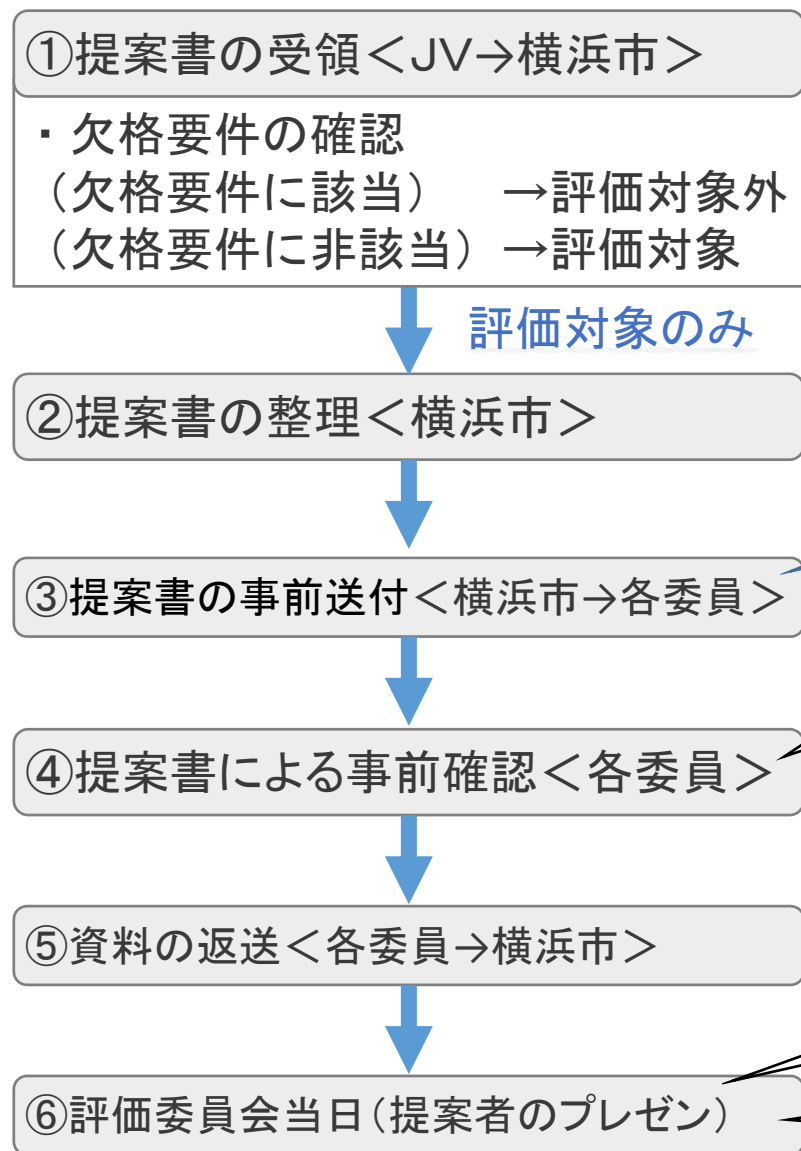
- ・ 案① プレゼン動画：当日＋質疑：当日
評価委員会当日に委員の皆様^①に動画を見ていただき
各提案者と対面で質疑応答を実施。
質疑を受け評価したものを集約し、提案者の順位を決定する。
- ・ 案② プレゼン動画：事前＋質疑：当日
事前に委員の皆様^①に動画を見ていただいた上で
評価委員会当日に各提案者と対面で質疑応答を実施。
質疑を受け評価したものを集約し、提案者の順位を決定する。
- ・ 案③ プレゼン動画：事前＋質疑：事前
事前に委員の皆様^①に動画を見ていただいた上で
委員の質問事項を事務局が集約①し、提案者へ送付②。
提案者の回答を事務局が集約③し、委員の皆様へ送付④。



評価委員会当日は各委員の評価を集約し、提案者の順位を決定する。

振り返りを踏まえた評価委員会運営案

提案書の事前確認フロー(前回)



今回追加案

提出された動画データを合わせて送付

案③
事前質疑集約および回答
評価委員会当日は評価の集計のみ

もしくは

案②
当日質疑(対面)→評価

もしくは

案①
当日動画確認→質疑(対面)→評価

審議項目

審議項目 1 ご意見を踏まえ修正した公募内容

審議項目 2 評価委員会の運営について

審議項目 3 今後の会議の非公開について（案）

審議項目3 今後の会議の非公開について(案)

資料3 をご覧ください

公募資料一覧

議論していただいた内容を下記資料に反映させ公募します。

(1) プロポーザル方式実施要領

本業務の受託候補者の特定に関する手続について定めたもの。

(2) 提案書作成要領

提案書作成における留意事項やスケジュール等を定めたもの。

(3) 提案書評価基準

提案書の評価基準等を定めたもの。

(4) 業務説明書

業務を実施する際に必要となる条件や業務内容を定めたもの。

(5) 特記仕様書

それぞれの業務について、詳細に仕様を定めたもの。

(6) 契約書(案)

契約内容(案)を定めたもの。

公募内容の説明会を7月上旬ごろ開催予定です。

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



当検討部会の今後のスケジュール

	審議内容
第11回 (本日)	公募内容の審議②、評価の方法 および会議の非公開について審議
第12回 (9月中旬) ※非公開	評価プロセスの審議
第13回 (10月下旬) ※非公開	評価委員会

※現時点での予定であり、変更する場合があります